

指定管理者募集に関する質問と回答（函館市亀田交流プラザ）

（令和元年9月13日質問受付分）

No.	対象書類	質 問	回 答
14	<p>函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領 P 1（1）</p> <p>ウ 高齢者対象大学（2年制）の実施</p> <p>エ 生涯学習リーダーバンク登録者による体験講座の実施</p>	<p>ウ 高齢者対象大学（2年制）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座の実施にあたり生涯学習リーダーバンク登録者の活用を可能とする。 <p>エ 生涯学習リーダーバンク登録者による体験講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習リーダーバンク登録者を利用して、歴史、救命防災等の講話等を年10回以上実施すること。 <p>上記の記載がございますが、生涯学習リーダーバンク登録者による講話等は高齢者対象大学の年30回の講座に含んでよろしいのでしょうか。</p> <p>高齢者対象大学の年30回の講座とは別に生涯学習リーダーバンク登録者による講話等を年10回以上実施するのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「生涯学習リーダーバンク登録者を利用して、歴史、救命防災等の講話等を年10回以上実施すること。」としておりますが、高齢者対象大学の年30回の講座の中で実施することも可能です。

No.	対象書類	質 問	回 答
15	<p>函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領 P 2 (2)</p> <p>ア 高齢者(60歳以上)を対象とした合同行事の実施</p> <p>ウ 高齢者(60歳以上)を対象とした無料教養講座の実施</p>	<p>ア 高齢者(60歳以上)を対象とした合同行事の実施</p> <p>・他の高齢者対象施設等と合同で囲碁・将棋大会や芸能発表会などを実施すること。</p> <p>また、合同行事の内容に合わせた各種教室等を実施すること。</p> <p>上記の記載がございますが、合同行事の内容に合わせた各種教室等とは、「ウ 高齢者(60歳以上)を対象とした無料教養講座」に含んでもよろしいでしょうか。(囲碁・将棋等)</p>	<p>・函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領 P 2 (2) アに記載している合同行事の内容に合わせた各種教室等につきましては、ウに記載している無料教養講座には含めず、別の実施してください。</p>
16	<p>函館市亀田交流プラザ指定管理者募集要項 P 1 0</p> <p>ア カフェコーナーの運営</p>	<p>・カフェコーナーの光熱水費、空調費、防虫・防鼠、塵芥処理費、専門清掃費(グリストラップ等)はカフェ経費にて計上でしょうか。</p>	<p>・カフェコーナーに係る費用は、空調費を除き、全て自主事業の経費として計上してください。なお、光熱水費についてはカフェコーナー単独のメーターを設置しております。</p>

No.	対象書類	質 問	回 答
17	函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領 P 6 (2) 敷地内の除草ならびに緑化等管理	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生や剪定対象の植木等の箇所等をご教示ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理を必要とする植栽については、別紙「植栽予定箇所図」のとおりです。
18	函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領 P 6 (4) 塵芥処理	<ul style="list-style-type: none"> ・プラザ内は飲食物持込が可能でしょうか。 ・ゴミ箱の配置予定箇所・配置数をご教示ください。 ・自動販売機商品の塵芥処理も含まれるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラザ内への飲食物の持込みは可能としますが、飲食できる場所は函館市亀田交流プラザ指定管理者募集要項 P 1 1 (ウ) 飲食場所に記載のある場所と同様とします。 ・指定管理者が行う事業で使用する諸室内での飲食については、各事業の性質毎に指定管理者に可否を判断していただきます。 ・管理業務としてゴミ箱の配置は求めませんが、カフェコーナーの運営など自主事業により発生するゴミについては、利用者用のゴミ箱や返却場所を用意してください。 ・自動販売機商品の使用済み容器等については、自動販売機の設置者が回収することとなっております。

No.	対象書類	質 問	回 答
19	函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領 P 8 (1 4) ケ ネットワーク機器の保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所，各室へ内線電話や外線電話の設置予定はございますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラザの電話については，函館市の工事において，構内交換機のほか，外線用の多機能電話機 4 台と内線用の一般電話機 3 3 台を設置する予定です。 なお，外線用の電話機は総合案内や 1 階と 2 階の事務室に設置し，それ以外の諸室には内線用の電話機を設置する予定です。
20	函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領 P 7 (8) 電気事業法および関係法令に基づく法定点検等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・トランス容量や kWh 仕様記載の電気図面をご教示ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 「単線結線図」を参照してください。

No.	対象書類	質 問	回 答
21	函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領 P 6 (3) 敷地内の除雪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪よけのスペースはございますか。 ・ 除排雪のルールは指定管理者で設定でよろしいでしょうか。(排雪の回数等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀田交流プラザの敷地（駐車場合む。）には、除雪した雪を集積するための場所は設けておりませんので、原則的には除雪の都度排雪していただくこととなりますが、管理上やむを得ず一時的に集積する必要がある場合には、具体的な場所や期間について教育委員会と協議を行い、決定することとなります。